

社会福祉法人ももやま福祉会役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ももやま福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務報酬の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会等に出席したときは、別表1により1日分の出席報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会等に出席したときは、別表1により1日分の出席報酬及び実費弁償費を支払うことができる

3 評議員選任・解任委員が当該委員会に出席したときは、別表1により1日分の出席報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 苦情対応第三者委員が当該委員会に出席したときは、別表1により1日分の出席報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 各種特別委員(社会福祉充実のための)が当該委員会に出席したときは、別表1により1日分の出席報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

6 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とすることができる。

(役員及び評議員等の業務報酬等)

第4条 理事長が法人および施設の運営業務に従事したときは、別表2により業務報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により業務報酬及び実費弁償費を支払う。

3 評議員が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により業務報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会等に出席したときは、別表1により出席報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が法人及び事業所の決算時の指導監査への立会調査及び運営状況の指導若しくは監査の報告業務又は、その他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営に関して、法律面、経営面の助言・アドバイスを行うときは、別表2により業務報酬及び実費弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員及び各種特別委員の業務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により業務報酬及び実費弁償費を支払う。

2 各種特別委員が社会福祉充実の業務に従事したときは、別表2により業務報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、又は、苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため、各種特別委員が社会福祉充実のための研修・視察出張する場合は、別表3に

より報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(重複支給の防止)

- 第8条 理事及び監事が、理事会開催同一日に開催される評議員会及び評議員選任・解任委員会並びに各種特別委員会のいずれにも出席した場合は、理事会出席報酬及び実費弁償費のみの支給とする。
- 2 評議員が、評議委員会開催同一日に開催される理事会及び評議員選任・解任委員会並びに各種特別委員会のいずれにも出席した場合は、評議員会出席報酬及び実費弁償費のみの支給とする。
 - 3 役員及び評議員並びに各種委員会委員が、理事会及び評議員会並びに各種委員会に出席し、当該開催日当日第4条、第5条、第6条の規程により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会並びに各種特別委員会に係る別表1に掲げた出席報酬及び実費弁償費は支給しない。
 - 4 法人及び事業所の職務との兼務をする職員は役員及び評議員並びに苦情対応第三者委員、各種特別委員はこの規程を適応しない。

(支給日)

- 第9条 役員等の報酬は、毎月15日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

(改正)

- 第10条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない

附則

この規程は平成26年10月1日より施行する。

平成29年4月1日 一部改正

令和3年6月23日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正

別表1 理事会及び評議員会への出席報酬(第3条、第5条関係、第8条関係)

名称	報酬
理事会	5,000 円 財務担当監事については 20,000 円
評議員会	5,000 円
苦情対応第三者委員会	5,000 円
評議員選任・解任委員会	5,000 円 財務担当監事については 20,000 円
各種特別委員会	5,000 円

別表2 役員及び評議員等の業務報酬(第4条、第5条、第6条、第8条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	一時間当たり 2,000 円とし、 一日当たり 8,000 円、 一か月当たり 96,000 円を 報酬限度とする。 一年度当たり出席報酬も含め 1,152,000 円を報酬限度とする。	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	一時間当たり 1,500 円とし、 一日当たり 6,000 円、 一か月当たり 48,000 円を 報酬限度とする。 理事については、一年度当たり 出席報酬も含め 576,000 円報酬 限度とする。 評議員については、定款に定める 額を一年度当たりの報酬限度と する。	職員通勤手当相当
監事等 業務報酬 等 (法律面・ 経営面の 助言・ アドバイ スのみ)	監事による 決算のための 指導監査への立合及 び調査 財務担当監事については、 一日当たり 50,000 円とし、 一か月当たり 100,000 円を 報酬限度とする。 一年度当たり出席報酬も含め 1,200,000 円を報酬限度とする。 事業担当監事については、 一日当たり 20,000 円とし、	職員通勤手当相当

		<p>一か月当たり 40,000 円を報酬限度とする。</p> <p>一年度当たり出席報酬も含め 480,000 円を報酬限度とする。</p>	
	<p>公認会計士資格者等による法人運営及び事業の事務実施状況等の相談指導</p>	<p>一か月当たり 50,000 円を報酬限度とする。</p> <p>決算時の指導監査への立会及び調査との重複支給はしない。</p> <p>一年度当たり出席報酬も含め 600,000 円を報酬限度とする。</p>	
<p>苦情対応第三者委員及び各種特別委員の業務報酬等</p>		<p>一時間当たり 1,500 円とし、一日当たり 6,000 円、一か月当たり 48,000 円を報酬限度とする。</p> <p>一年度当たり、出席報酬も含め 576,000 円を報酬限度とする。</p>	<p>職員通勤手当相当</p>

別表3 出張旅費(日額) (第7条関係)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	8,000 円	別表2 役員及び評議員等の業務報酬に準ずる	実費